

「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 ～Xプログラム～」説明会

令和4年7月8日

文部科学省高等教育局専門教育課

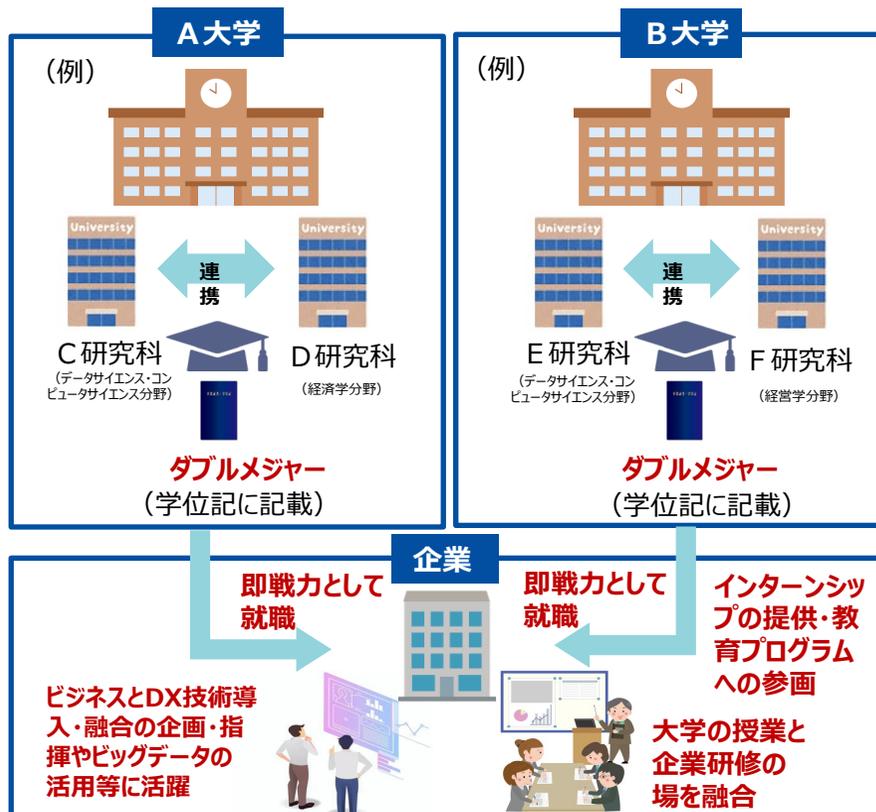
背景・課題

- 我が国では、国際社会の潮流を踏まえ、国内外における**アカデミック・ノンアカデミックでの活躍を意識した学位プログラム**が不足
- 医理工農学など自然科学系分野に加え、**経済学、経営学、公共政策、教育学、法学など人文社会科学系分野**においてもデータサイエンス・コンピュータサイエンスの素養への需要が増加
- 「**専門分野×データサイエンス・コンピュータサイエンス**」を修めた修士・博士の輩出は、Society 5.0やDXの実現のために喫緊の課題

アカデミック・ノンアカデミックにおいて国内外で活躍できる**デジタルの素養を持ち合わせたダブルメジャー修士・博士**を育成し、学位をブランド化

事業概要

- ◆ 対象：国公立の大学院
- ◆ 内容：
 - 専門分野 × データサイエンス・コンピュータサイエンス：エキスパートレベル**
 - **データサイエンス・コンピュータサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラム等の設定**
 - **人文社会科学系等（経済学、経営学、公共政策、教育学、法学など）への適用を重視**
 - **ダブルディグリーやダブルメジャーの学位を持った教員を雇用**
 - 総合大学においては、人文社会科学系と理・工・情報系の研究科等が連携
 - データサイエンス・コンピュータサイエンス分野が弱い大学は、当該分野に強みを持つ他大学と連携
- ◆ 単価・選定件数：70百万円×6件
- ◆ 事業期間：最大6年



◆公募・審査スケジュールについて

○令和4年6月30日 公募開始



令和4年7月8日(本日)
事業説明会

○令和4年8月17日(水) 17時 申請締切り

※申請期間は8月5日(金)から



※申請件数、審査状況により面接
審査を実施する場合がある
(実施する場合は9月の予定)

○令和4年9月末選定(予定)

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業の公募概要について

本事業の目的

人文社会科学系等の大学院生が、自らの専門分野だけではなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる学位プログラム等の構築を行う大学を支援する。

※株式会社立大学は対象に含まず、大学院大学や専門職大学院で実施する学位課程は対象を含む

申請要件（一部抜粋）

- 全学で数理・データサイエンス・AI教育に取り組む大学（実施は大学院（修士・博士））
- リテラシーレベル・応用基礎レベルの認定を受けている又は令和6年度までに認定を受ける予定の大学
- 事業実施期間6年で、修了者を輩出
- 既存の学位に加えて、情報系の学位が加わる取組を実施するため、今後（申請時点以降）、設置に係る審査を経て、改革する大学（人文社会科学等の専門分野×データサイエンス・情報学等の学位を設定等）※学位名称に反映

支援する取組の例

◆他大学と連携して実施

- 海外の大学との共同

人文社会科学系等の大学院と海外の情報科学系大学院が協定を結び、両大学の学位を取得できる仕組みを構築し教育を実施

◆自大学内で実施

- 既存の人文社会科学等の大学院における教育組織、教育課程の改革

人文社会科学等の大学院の教育課程に情報科学系の教育課程（授業科目）を取り入れた、新たな専攻等の組織を設置

- 研究科等連携課程を設置

自大学内において、研究科等の組織の枠を超えた文理融合の学位プログラムを設置

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業の申請について

申請方法

- 申請書類の提出期限：令和4年8月17日（水）【必着】
申請受付期間：令和4年8月5日（金）10時～17日（水）17時
- 提出書類
 - 1.申請提出書
 - 2.申請書（様式1～4及び補足表）
 - 3.プレゼンテーション資料（事業ポンチ絵及びカリキュラムマップ）

※1はPDF形式のみ、2・3はPDF形式及びエクセル・パワーポイント形式（基データ）の両方
- 提出方法：電子データを提出してください（紙媒体での提出は不要）。申請を予定している大学は、別途本会より【申請書類提出用URL】を送付しますので、必ず下記の送信期間内にメールを送信してください。
【送信期間】令和4年7月25日（月）10:00～7月29日（金）17:00
【送信先】以下2件の宛先に同時に送信ください
文部科学省高等教育局専門教育課<senmon@mext.go.jp>,
審査・評価機関（独立行政法人日本学術振興会）<x-pro-jsps@jsps.go.jp>

申請書作成における留意点

◆申請書作成・記入要領について

- 申請書の各項目の作成・記入上の留意点が記載されているので、必ず確認の上作成願います。
- 併せて申請書に青地及び欄外の枠にて作成上の例や留意点を示しているため確認の上作成願います。

◆審査要項について

- 申請書の各項目をどのような観点で審査するのかを示した資料ですので、記載としてそれらが読み取れるようにしてください。
- 審査の観点の他、大学としての特色や特筆すべき取組についても、具体的かつ分かりやすく積極的に記載願います。

主なQ & Aについて

追加のQ&Aについて

Q 大学院大学が申請する際の認定制度等の要件はどのような扱いとなるのか。

→A 大学院大学は認定制度の対象となっていないため、本要件の適用外としますが、全学的な数理・データサイエンス・A I 教育の実施状況について、申請書（事業実施体制等）に記入してください。
また、学部を置かない大学については、申請資格等において学部特有の項目の記入は不要ですが、「補足表・研究科」については、漏れなく記入してください。

Q 本事業の補助金を学生への支援に充てることはできるか。

→A 学生に対する奨学金等の学資金の援助のための経費には使用できません。ただし、学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費については、補助事業者が適正かつ明瞭に執行管理することを条件に、学内規程等にしながら支出が可能です。

※支援の対象とできない経費としては、HPに掲載する研究拠点形成費等補助金（デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業）取扱要領8ページに記載するとおり、（i）施設の建設費等、（ii）教職員の人件費（専従を除く）、（iii）事故・災害への対応経費、（iv）学生に対する学資金の援助のための経費、（v）本事業の遂行に関係のない経費としています。

※上記の他、本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費への使用も認めておりません。

主なQ & Aについて

Q & A より主なものを抜粋

Q2-6 申請要件vii) はいつまでに満たせば良いのか。

→A リテラシーレベル及び応用基礎レベルの認定は、データサイエンスに関する先導的な取組を行う大学として、原則として令和6年度までの認定を求めているところです。

また、「設置する学部のうち本プログラムの取組対象である研究科の基礎となる学部」とは設定する学位に関連する研究科の基礎となる学部のことを指します。

(データサイエンス×経営学の学位を設定する場合の経営学部等)

※現時点において実施していない場合であっても、令和5年度の実績をもって令和6年度に申請することが可能です。

Q3-2 本プログラムにおいて、組織の再編等を実施する必要があるのか。

→A 本プログラムにおける取組では、人文社会科学系等の大学院生が、自らの専門分野だけでなく、数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる体制の構築を求めているため、組織整備や教育プログラムの開発等を実施する必要があると考えています。

なお、連携大学の組織整備は必ずしも求めるものではありません。

※学位にこだわるため、設置審査（届出含む）を伴う組織再編が生じると可能性が高いと考えています。

※Q3-4で示すとおりサーティフィケート等のみの取組は不可とし、Q3-5のとおり事業期間内（令和9年度まで）での修了者輩出を原則とします。（修士・博士両課程の取組実施の場合はそのかぎりでない）

※設置に関することは、Q3-7に記載しています。

主なQ & Aについて

Q3-8 新たな組織を整備するにあたって、人文社会科学系分野等の教育とデータサイエンス等の教育をどの程度の比率とするべきか。また、学位はどのようなものを想定しているか。

→A 新たな学位プログラムでの教育の実施にあたり、どの程度の比率という基準はありませんが、人文社会科学系分野等の教育とデータサイエンス等の教育をそれぞれ行うだけではなく、分野融合の教育を実施するなど事業の趣旨を踏まえてカリキュラムを構成願います。

また、設定する学位はデータサイエンスと人文社会科学系分野等を掛け合わせたものを想定しているため、原則としてデータサイエンスの要素が含まれていることを求めます。

※人文社会科学等の専門分野×データサイエンス・情報学等の学位を設定することを想定しておりますが、カリキュラムの比率はどちらかの分野に極端に偏重することがないように適切に構成願います。

Q4-5 申請に当たり、補助金基準額上限まで計上しなければならないのか。

→A 補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、事業遂行に真に必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに過大、不必要な経費を計上することはこれに影響すると考えてください。申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。また、特に初年度に人件費を積算する場合は雇用可能性を十分に検討してください。

※真に必要な経費を計上いただきたく存じますが、初年度の基準額（実際には交付決定額）が次年度以降の補助額のベースとなることも踏まえた上で、積算願います。

主なQ & Aについて

Q5-9 外部機関等との調整や教育プログラム・コースをコーディネートする専任教員を雇用することが出来るか。

→A 可能です。ただし、本プログラムで雇用した教員は、本プログラムに専念していただく必要があります。

※教職員を新たに雇用する際は本プログラムに専念（専従）することを条件に本補助金を人件費に充てることができます。ついては、専従していることが分かるよう（他業務とのエフォート管理をする場合はその割合を）労働条件通知書に明記いただくなど当該職員の雇用状況を明確にするように留意願います。

※既に雇用している常勤の教職員の人件費に充てることはできません。

Q6-3 各教育プログラム・コースの養成人数はどのくらいを想定しているのか。また、受入人数が多いほど評価が高いのか。

→A 各教育プログラム・コースの受入人数の指定は特にありません。また、必ずしも受入人数が多いほど評価が高くなるわけではありません。地域からのニーズ、実現可能性や費用対効果、指導体制等を考慮して、適切に設定してください。

※上記のとおりですので、計画する取組に適した人数を指標として設定願います。

◆その他申請に関する御質問は以下のフォームから御願います（構想に関する質問は受けられません）

<https://forms.office.com/r/4hjCaQ2Qmz>